

H27 年度供給計画（特電・新電力）に関する QA_rev3_4/8 版

Q1 当面、需要獲得や供給力調達の計画がない場合も届出が必要か？

A 計画が当面ない場合も、その旨届出が必要です。

SQ1 計画がない場合の作成方法は？

SA 準備組合ホームページに掲載した様式に基づき、表紙と目次に必要事項を記載したものを作成してください(目次は、記載がない項目について「該当なし」とし、数表への「ゼロ」の記入は不要です)。

Q2 自社で所有する発電所が複数あるが、発電所ごとに供給計画を作成するのか

A 供給計画は、新電力登録を行っている事業者ごとに作成願います。電力供給を計画しているエリアごとに、需要の計画とその需要に対応する供給力を記載願います。

Q3 当面小売の計画はなく、現在も一般電気事業者に卸売（FIT 電源等）しかしていないが、それらの取引について供給計画への計上が必要か？

A 計上いただく計画は、小売需要とそれに対する調達計画とし、他事業者への卸売分については計上不要とします。

Q4 当社（A）は新電力の登録を行っているが、他の電気事業者（B）と代理店契約を締結し、Bの小売需要を獲得するビジネスを行っている場合にも供給計画の届出は必要か

A 代理店契約により需要を獲得する場合、その需要はBの供給計画に計上されるものでありA社の供給計画には計上しないでください。A社が自社契約の小売を当面行う予定がない場合は、Q1、SQ1のAのとおりです。

Q5 再生エネ電源の開発予定があるが、様式第32第5表（7表）及び「発電原価及びその内訳」の記載は必要か。

A 卸売専用の発電所については計上不要です（FIT 電源等）。発電原価とその内訳の記載は、施行規則に則ってください。

（参考・電気事業法施行規則第46条第2項第2号）

前項第二号イに規定する事項に関する発電原価及びその内訳を記載した書類(既に添付されたものから変更がないもの、既に着工したもの、落札した供給条件に対応する発電所に係

るもの及び出力一万キロワット未満の発電所であって、ダムを伴わない水力発電所（前項第二号イに規定する使用の開始又は能力の変更により河川の流況に変化が生じないものに限る。）、火力発電所、燃料電池発電所、風力発電所、太陽光発電所、地熱発電所、バイオマス発電所、廃棄物発電所又は全国的な電力系統に連系していない離島（沖縄本島を除く。）における発電所に係るものを除く。）

SQ5 自社発電所の「自社」の定義は？たとえば出資している発電子会社の電源は「自社」か「他社」かいずれになるか？

A 出資比率の如何にかかわらず、発電子会社の発電所は「他社の電源」としてください。

Q6 様式第 34 第 2 表「火力発電所発電・補修計画明細表」について、発電容量による裾切は行わないのか

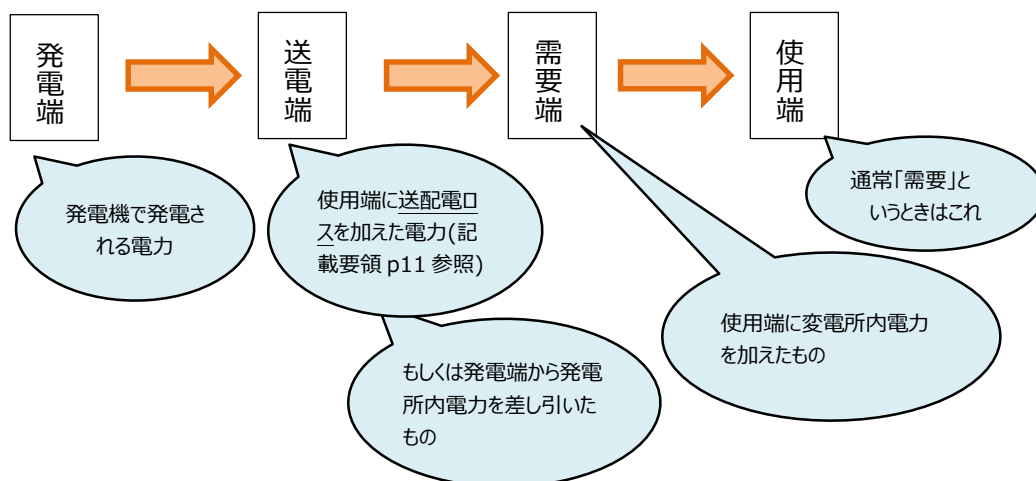
A 電源規模に係らず、自社の火力発電所については記載願います。但し、内燃力を原動力とする発電所及び地熱・廃棄物発電所は記載不要です。

Q7 卸売専用の発電所（自社発電所）については供給計画への計上は不要（Q5）とのことだが、たとえば比較的大きな火力発電所の補修計画及び燃料調達計画についても計上不要か。

A 卸売専用の火力発電所については、供給計画への計上は不要です

Q8 発電端、送電端、需要端、使用端の関係は？どう違うのか？

A 意味するところはおおよそ以下の通りです。それぞれ違う意味があります（記載要領や需要想定要領も参照ください。）



SQ8 様式第 32 第 3 表の最大 3 日平均電力について、他社受電のみであり、発電端がわからない

A 受電元に確認できる場合はその値を踏まえて、それが難しい場合は送電端の数値を所内率 3.91%で割り戻して計上してください（記載要領 p11 の 2.参照）。

SQ8-2 様式第 32 第 4 表の「合計（需要端）」にはどのような値を記載すればよいのか

A 需要端は送電端（供給電力量）から送配電ロス分（記載要領 P 1 1 参照）を差し引いた値（供給電力量の使用端ベース）を計上してください。

Q9 様式第 32 代 3 表や 4 表の「他社受電」の合計欄の各項目（水力発電所・火力発電所等）には何を記載するのか

A その上の「卸供給」「その他」に計上した数値を、発電所の種類ごとに分解して計上していただくものです。

Q10 様式第 32 第 1 表の「需要抑制電力」は必ず何かを記載しなければならないのか

A 需給ひっ迫時に需要家において需要を抑制してもらう随時調整契約や、いわゆるデマンドレスポンスといったもののうち契約等にもとづき蓋然性の高いものを計上いただくものです。そのような契約等がなければ、記載の必要はありません（空欄としてください）